

令和8年度第1回公共調達監視委員会審議概要

佐賀労働局

1 開催日時

令和8年9月14日（月） 10:00～11:45

2 開催場所

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階共用大会議室1

3 公共調達監視委員

委員長 児玉 弘 （福岡大学法科大学院准教授）

委員 古賀 大輝（弁護士）

委員 赤瀬 満博（税理士）

4 審査対象期間

令和8年1月1日～令和8年6月30日

5 審査件数

（1）公共工事	2件
（内訳）競争入札	2件
随意契約	0件
（2）物品役務等	6件
（内訳）競争入札	5件
随意契約	1件

6 議事録

【審議番号1：伊万里労働基準監督署吸収冷温水機更新工事】

【審議番号2：唐津公共職業安定所吸収冷温水機更新工事】

（委員） 審議案件1と2の契約金額の価格に差があるがその理由は何か。

（担当） 機器の型式（サイズ）が異なるためである。

（委員） 審議案件1は入札に3者参加しているが、審議案件2は1者のみであった要因は何か。

（担当） 審議案件2の庁舎はエレベーターが無く、機器の搬入や既設機器の搬出等の業務が加わるため、入札参加を躊躇したものとする。

【審議番号3：令和8年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）】

（委員） 落札業者が昨年と同一であるにもかかわらず電気料金の契約単価が昨年と比較し

て下がっているが、その理由は何か。

(担当) 入札者は、仕様書の内容を基に基本料金と使用単価の両方を考慮し、最も安価になるプラン（単価）で入札を行っているためである。

【審議番号4：令和8年度佐賀労働局管下4官署の空調設備保守業務委託】

(担当) 前回は2者応札で今回は1者応札となっているが要因はあるか。

(委員) 明確な理由は不明であるが、今回仕様書を交付し入札に参加しなかった業者はいずれも県外の業者であることから、交通費等が加わり県内業者と比較して入札金額が不利となるため入札を躊躇したものとする。

(担当) 県内に入札参加可能な事業者はあるか。

当該機器の保守管理は技術的な知識が必須であることから、県内では対応可能な事業者は極めて限られていると認識している。

【審議番号5：令和8年度プリンター・印刷機・複合機等に係るトナー等消耗品（リソー製）の購入（単価契約）】

(委員) 予定価格と契約金額が同一なのはなぜか。

(担当) 本契約は近年同一の事業者が落札している。前年度の契約金額を基に積算を行い、入札の結果今回も契約相手が同一となったため契約金額が同額となった。

(委員) 一者応札が続くようであれば印刷機を他のメーカーにしてみようか。

(担当) 印刷機は高額なため、すぐに買い替えることが困難である。

(委員) 他局でも同様に一者応札の状況が続いているか確認し、引き続き一者応札の改善に向けて取り組まれないか。

(担当) 承知した。

【審議番号6：令和8年度就職支援セミナー事業の実施運営業務一式】

(委員) 前回は2者応札で今回は1者応札となっているが要因はあるか。

(担当) 前年と発注内容は大きく変わっておらず、前回応札者が参加しなかった理由は不明である。

(委員) 契約金額をセミナーの回数で除した場合、一回あたりの金額が低いように思われるが、契約金額は妥当か。

(担当) 当該落札業者は、他局でも複数の同様の事業を請け負っており、契約金額は他局と同水準である。

(委員) 契約方式について最低価格落札方式を採用しているが、総合評価落札方式を採用しないのか。

(担当) 同一内容のセミナーを年間通じて開催するものであり、厚生労働省の指示のもと全国の労働局で最低価格落札方式を採用している。

【審議番号 7：佐賀公共職業安定所空調設備リモート機器更新工事に係る設計業務委託】

（委員） 予定価格と契約金額が乖離している理由は何か。

（担当） 落札業者に聞き取りを行ったところ、簡易な設計図で事足りると思い、入札金額を決定したとのこと。

（委員） 落札金額が低すぎる場合、仕様を満たす成果物を担保できるか。

（担当） 納品された図面をもとに施工業者が更新工事を実施するが、その際に不明点等があれば落札業者に図面の詳細を確認できるよう連絡体制は確保している。

（委員） その他、落札金額が低すぎる場合の対応策はあるか。

（担当） 低入札価格調査を行う場合がある。事前に定めた基準額を下回る金額で落札された場合は、落札業者の財務状況等を確認し履行能力の確認を行っている。なお、今回は低入札価格調査の対象となる予定価格（1,000 万円超）を下回っているため、調査の対象外となっている。

【審議番号 8：令和 8 年度コニカミノルタ製複合機の保守業務委託（単価契約）】

（委員） 公募にする利点は何か。

（担当） 本契約は近年同一の事業者が落札している。技術的な知識等が必要な当該業務について履行可能な事業者が一者に限られるか検証するため、公募を実施している。

（委員） 随意契約にした理由は何か。

（担当） 公募を行い一者しか意思表示がなかった場合は、随意契約が可能となる。

（委員） 昨年と比較して契約金額が低くなっているが理由は何か。

（担当） 昨年度と比較して当該複合機の使用実績が減少したためである。